

平成29年度 保育園等利用案内

(平成29年4月～平成30年3月入園分)



八千代市イメージキャラクター
やっち

この利用案内は、八千代市の保育園等の申込みに必要な事項や手続きなどを記載していますので、申込みをする場合は、必ず、すべてお読みいただいたうえで、手続きを行ってください。

八千代市 子ども部 子育て支援課 幼稚園・保育園班
〒276-8501 八千代市大和田新田312-5
電話番号 047-483-1151 内線2276～2278

保育園等について

認可保育園および認定こども園(2・3号認定)、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(以下保育園等といいます。)は、保護者の就労、疾病または病人の看護等のため、児童の保育にあたることができないことにより、「保育の必要性」が認められた家庭の子どもを保護者にかわって保育する施設です。

保育施設について

保育園	保育の必要性のある児童をお預かりする児童福祉施設です。ただし、以下の施設はすべて2歳児までとなります。	
	2歳児までの施設 ソレイユナーサリーゆりのき台 ベビーエンゼル八千代中央 ベビーエンゼル まこと村上	卒園後について ①幼稚園等に進級する。 ②引き続き保育を必要とする場合は、市の利用調整を改めて受けていただきます。
認定こども園	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能(すべての子育て家庭を対象に、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいいます。	
小規模保育事業所	2歳児までを対象とし、定員「6人以上19人以下」で保育を行う市の認可を受けた施設です。少人数保育により、お子様の発達に応じたきめ細かな保育を行います。	
事業所内保育事業所	事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童とその地域で保育が必要な2歳児までの児童と一緒に保育する市の認可を受けた施設です。 ※平成28年10月1日現在八千代市内に事業所内保育事業所はありません。	

保育の必要性

保育園等に入園できる児童は、その家庭に「保育の必要性」があり、入園希望月の1日現在、生後6か月を過ぎている児童(小学校就学前まで)です。ただし、母親が出産前と同じ職場に復帰する場合は、生後57日目より入園の対象となります。

なお、保護者が育児休業中の場合(入園希望月中に職場へ復帰しない場合)は申込みできません。

保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合です。(子ども・子育て支援法施行規則第1条)

事由	状況
就労	1月において64時間以上(月16日以上かつ1日4時間以上)の労働をすることを常態とすること。
出産	母親の出産予定月の2か月前から、出産月の2ヵ月後まで。
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
親族の介護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災の復旧に当たっているため児童の保育ができないこと。
求職中	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校に在学していること。
育児休業中の継続入園	育児休業取得時に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
その他	上記と同様の状態と認められる場合。

※幼児教育や集団生活に慣れさせる等の目的では保育の対象となりません。

保育を利用できる期間

申請のあった事由により、以下のとおり在園期間が異なります。入園クラス年齢は、その年度の4月1日時点における年齢です。

事由	利用できる期間
就労	変更がない限り就学前まで
出産	出産予定月の2か月前から出産月の2ヵ月後まで
疾病・障害	療養を必要としなくなるまで
親族の介護	介護を必要としなくなるまで
災害復旧	必要な期間
求職中	2か月以内
就学	在学期間中
育児休業中の継続入園	最長就学前まで ※1
その他	必要な期間

※1 利用開始後、保護者が育児休業を取得した場合に、既に保育園を利用している児童の継続在園について
母の出産に伴う育児休業中は、以下のような場合に限り、同一保育園での一定期間の継続利用を認めることができるものとしています。

①保護者の事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性が認められる場合、継続在園ができることがあります。

②児童福祉の観点による場合

- (1) 保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている児童(年長クラス)については、育児休業期間中の継続在園を認めます。
- (2) 3歳以上児クラスの児童については、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることができるものとします。
- (3) 3歳未満児クラスの児童については、在園児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思われる状況について「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることとします。

③継続在園できる期間

育児休業期間中 ※別途期間を証明する資料をご提出いただきます。

育児休業明けで保育園等を申込みれる方へ

育児休業明けで保育園等の入園を希望される場合、入園希望月の前月の15日（土曜・日曜・祝日の場合は直前の平日、4月は1月13日）までとなりますので、申込み忘れのないようご注意ください。申込みがないと選考結果の通知を発行することができません。育児休業及び育児休業給付支給対象期間の延長手続き等で当該通知を必要とする場合は、申込時期等について、事前に勤務先や関係機関等によくご確認の上、申込みください。

支給認定について

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園や保育園等を利用する際に、支給認定を受けることが必要となりました。支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

<支給認定申請について>

保育園等を希望する保護者は、利用の申込みと同時に支給認定の申請を行ってください。後日、申請に基づき認定区分・保育必要量等が記載された支給認定証が交付されます。

※平成29年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、申請締切日までに提出された支給認定申請の結果は、平成29年3月上旬までに送付します。

<支給認定区分について>

申請に基づいて、下表のとおり区分されます。

認定区分	申請対象	保育必要量	利用施設
1号認定 教育標準 時間認定	当該児童が満3歳以上で、教育を希望する	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定 満3歳以上 保育認定	当該児童が満3歳以上で、保育の必要性があり、保育園等での保育を希望する	保育 短時間 標準時間	保育園・認定こども園
3号認定 満3歳未満 保育認定	当該児童が満3歳未満で、保育の必要性があり、保育園等での保育を希望する	保育 短時間 標準時間	保育園・認定こども園 小規模保育・事業所内保育

○1号認定（幼稚園、認定こども園（1号認定））は原則、施設への申請となるため、この案内の対象ではありません。

○認定証は保育の必要性等について交付されるもので、**認定証が交付されても保育園等の入園が不承諾となる場合があります。**

<保育の必要量について>

保育の必要量については、保護者の状況に応じて区分されます。ご希望通りに認定されない場合もありますのでご了承ください。

保育必要量	保育の必要性の事由	利用時間（日）
保育標準時間	就労（月120時間以上の労働）、産前産後、災害復旧等	11時間 (7:00~18:00)
保育短時間	上記記載の事由以外原則として保育短時間ですが、個々の状況に応じて必要量を認定します。	8時間 (8:30~16:30)

○実際の保育時間は、入園先の施設の長が、保育の必要性の事由等に基づき決定します。

○保育短時間は、保育標準時間より保育料が低くなります。

○保育の必要性の事由や必要量（勤務時間等）に変更が生じた場合は、支給認定変更の手続きが必要になります。また、その際に、交付済みの認定証は市へ返却していただくことになりますので、認定証は大切に保管してください。

○就労状況が申請内容と相違する場合や、保育の必要性が認められない場合は、支給認定申請及び入園申込みを無効とすることがあります。

○保育の必要性の確認は毎年行い、また必要に応じて随時、就労証明書や診断書等を提出していただきます。

保育園等利用申請の流れについて

市役所、保育園等で利用案内・申請書類を入手し、締切日までに支給認定及び入園申請を提出。

受付場所	子育て支援課(八千代市役所本庁舎2階)又は各保育園等。	
受付日時	午前8時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始除く) ※保育園等の受付時間は、各園に確認してください。	
申込締切	4月入園	別途広報します。
	5月～3月入園	入園希望月の前月15日まで。 (土・日・祝日の場合は直前の平日)
その他	申込の際は必ず母子健康手帳・マイナンバー確認資料を持参し、 児童と一緒にお願いします。 ※マイナンバー確認資料につきましては、6P「マイナンバーの記載 について」を参照してください。	

支給認定証交付

申請に基づき認定証の交付を行います、**保育園等の入園が決定したわけではありません。**
選考結果通知と同時発送となる場合があります。

利用調整

申請のあった希望施設について、市の定める基準に基づき選考・利用調整を行います。
※施設の希望数に制限はありません、通園可能な施設を記入してください。
※当該施設が第一希望の方(希望順位が高い方)が優先されるわけではありません。
※先着順ではありません。

選考結果通知

選考結果を郵送で通知します。(4月入園の場合は3月上旬頃、5月～3月入園の場合は前月の20日頃、通知予定)

【保留者について】

希望された保育園等に空きがない場合、または、申請者が施設定員を上回り、利用調整の結果入園決定ができなかった場合、利用希望申請者(保留者)として登録されます。これにより、翌月以降毎月「入園を希望する施設のみ」について利用調整を行い、入園が可能になった場合のみ通知をいたします(入園前月20日頃)。

なお、提出いただいた申込書は申請時の年度内のみ有効です。保留のまま次年度4月も保育園等を利用したい場合は、改めて次年度4月入園の申請を行う必要があります。

保留中に家庭状況や就労状況、入園希望施設等に変更があった場合は、必ずご連絡ください。また、利用の必要がなくなった場合、必ず申込みを取下げてください。

入園

入園前に、入園説明会を開催します。市からの通知、又は保育園等からの連絡により、日時を指定いたしますので、必ずお子様と一緒にご出席ください。

入園日は毎月1日からとなりますが、児童が無理なく保育園等に慣れるように、1週間程度の慣らし保育があります。慣らし保育の期間や時間については、保育園等にご相談ください。また、食物アレルギーがあり、除去食が必要な場合は、必ず事前に保育園等にご相談ください。

入園後の手続き

①他の保育園等へ転園を希望する場合

「八千代市保育園等転園申込書」に転園を希望する保育園等(複数記入可)を記入し、子育て支援課又は保育園等に提出してください。なお、締め切りは新規申込みの場合と同じです(申請は年度内有効)。

②申請内容の変更

家庭状況や就労状況等に変更があった場合、速やかに「変更届」及び必要書類を提出してください。

勤務先を退職し、退職後に求職活動を行う場合は必ずご連絡いただき、退職した月の翌々月15日までに新しい勤務先の「就労証明書」をご提出ください。提出が確認できない場合、**退職した月の翌々月末で保育の実施を解除(退園)とすることがあります。**

③他市区町村へ転出する場合

転出する月の末日で退園となりますので、「退園届」を提出し、支給認定証を返却してください。また、転出先で保育園等を希望する場合は、事前に転出先の市区町村保育担当課に確認し、所定の手続きをとってください。

④退園する場合

退園する月の15日までに「退園届」を保育園等に提出し、支給認定証を返却してください。

必要書類

下記の書類を申請の際、ご用意いただきます。

必要書類		対象	説明	
1	八千代市保育園等利用申込書	全員	入所申込児童1名につき1部必要。	
2	八千代市支給認定申請書	全員	入所申込児童1名につき1部必要。 *既に支給認定を受けている方は不要です。	
3	児童健康状況調査票	全員	入所申込児童1名につき1部必要。 保護者が児童の健康状況を記入してください。	
4	*保育事由に応じてご提出いただきます。	就労証明書	就労	市所定の様式により、事業所（勤務先）で就労状況を記入していただきます。 *父母ともに就労している場合は、父母双方の証明書が必要です。 *自営業の方は、自身で記入し、事業内容の分かる書類（確定申告書、税務署への開業届のコピー、営業広告等）を添付してください。
		出産予定日が分かる書類	出産	母子手帳のコピー（保護者のページ・分娩予定日のページ）。
		就学の書類	就学	在学証明書及び日程の分かるカリキュラム。
		診断書等の書類	疾病障害 介護等	市所定の診断書（本人又は介護対象者につき1部必要）又は障害者手帳もしくは介護保険証のコピー。
5	保育料の決定に必要な書類 ※平成29年9月以降から入所希望の方は、右記説明の「平成28年」を「平成29年」に読み替えてください。	全員	【平成28年1月1日時点の住所地在八千代市内の方】 事前に準備する必要はありません。 ただし、申込み受付時に、市が保有する税資料で平成28年度市民税額が確認できない場合、市民税の申告をお願いします。	
			【平成28年1月1日時点の住所地在八千代市外の方】 平成28年1月1日現在の住民登録地で発行される「平成28年度市民税課税証明書」又は「平成28年度特別徴収又は普通徴収税額通知書」の写し *他の手続きで、市民税課税証明書を提出している場合は、省略が可能です。	
			【生活保護受給中の方】 生活保護決定通知書のコピー。	
6	その他	該当者	①2名以上（きょうだい）の児童について申込みをする場合は、4・5の書類は1世帯につき1部のみ提出で構いません。 ②15歳以上60歳未満の同居の祖父母・同居人がいる場合、当該児童の保育ができない事由につき上記4の書類をご提出ください。提出がない場合は、利用調整について減点対象になります。 ③八千代市多子世帯・要保護世帯保育料軽減申出書 保育料の軽減措置の資料として必要になります。別添えの申出書を参照の上、該当する方はご提出ください。 提出された方すべての世帯が保育料の軽減措置が適用になるわけではありません。	

障害のあるお子さんの入園について

心身に障害のある児童の入園については、事前に子育て支援課にご相談ください。

マイナンバーの記載について

マイナンバー法の施行に伴い、保育園等をお申し込みの際にご提出いただく「八千代市支給認定申請書」に、マイナンバーの申告が必要となりました。また、受付の際は本人確認として下記の書類をご用意ください。（申請書には同居家族全員のマイナンバーの記載をお願いしておりますが、本人確認の書類は申請される保護者のみ確認いたします。）

● 「個人番号カード」をお持ちの方は・・・

個人番号カードのみで本人確認可能です。

● 「通知カード」のみをお持ちの方は・・・

申請者の本人確認の資料として以下の書類が別に必要です。

顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード）

※顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証、児童扶養手当証書、生活保護受給者証等の書類から2点お持ちください。

保育料について

①保育料決定について

保育料は、市が定める保育料表に、児童の年齢及び扶養義務者の市民税額を当てはめて決定されます。保育料が決定した場合は、「保育料決定通知書」により入園月の15日頃に通知します。

児童の年齢	各年度4月1日現在の年齢です。（保育園入園後、年度の途中で誕生日を迎えた場合や、誕生日以降に入園した場合であっても、保育料は変わりません。）
扶養義務者	原則として父母が扶養義務者となります。父母の合算収入が一定以下の金額であり、児童と同一世帯に属し、生計を同一にしている祖父母等がいる場合は、祖父母等も含まれることがあります。
税 額	保育料は、入園児童が属する世帯の市民税額によって決定します。 ①平成29年4月～平成29年8月の保育料 → 平成28年度市民税額に基づき決定 ②平成29年9月～平成30年8月の保育料 → 平成29年度市民税額に基づき決定 ただし、市民税額は、税額から更に控除される住宅借入金等特別控除、寄付金控除、外国税額控除、配当控除、既存の住宅の耐震改修をした場合の特別控除等の適用はありません。 ※海外勤務者については、日本での課税がない場合でも、海外の所得を含めて保育料を算定します。算定にあたって海外での収入を証明する書類を、求めることがあります。

※月の途中で入園又は退園の手続きをされた方は、保育料が利用日数に応じて日割りとなります。（ただし、入園中お子様がお休みされた場合は、その月の1か月分の保育料を納めていただきます。）

※平成28年度より下記世帯について保育料軽減措置が適用となります。

世帯の市民税所得割額が57,700円未満の多子世帯の方（別居の兄弟がいる場合も含む）は保護者が扶養する子どもの中で、上から2人目の保育料を半額、3人目以降の保育料を無料とします。

世帯の市民税所得割額が77,100円未満の**要保護世帯**※は保護者が扶養する子どもの中で、上から1人目の保育料を半額、2人目以降の保育料を無料とします。

※**要保護世帯**とはひとり親世帯、同一世帯内に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、もしくは特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金の支給を受けている方がいる場合をいいます。

②公立保育園の時間外保育料について

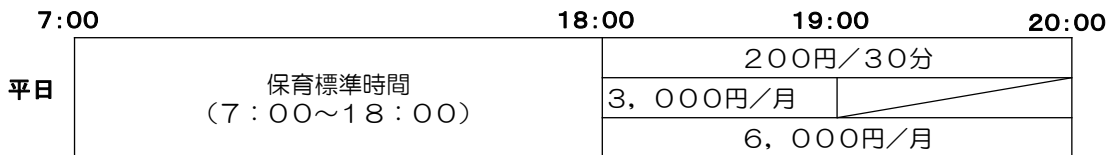
公立保育園において標準時間認定の利用時間は午前7時～午後6時、短時間認定の利用時間は午前8時30分～午後4時30分となります。それぞれの区分の時間帯を超えて利用する保育は、時間外保育となり、時間外保育料を負担していただきます。時間外保育料は1日ごとの利用の料金と1月ごとの利用の料金があります。負担いただく保育料につきましては下の図のとおりです。

※公立保育園以外で実施する時間外保育料の料金は、施設ごとに決定しておりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

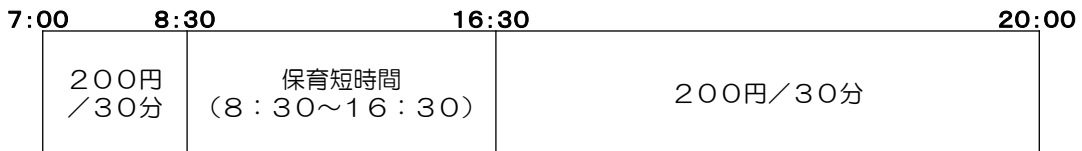
【公立保育園の時間外保育料】

	区 分	単 位	金 額
平日	1日ごとの利用	30分までごと	200円
		午後6時から午後7時まで	3,000円
	1月ごとの利用	午後6時から午後8時まで	6,000円
		ただし、土曜日は、午後6時から午後7時まで	

【保育標準時間認定の方のイメージ図】



【保育短時間認定の方のイメージ図】



※平日の午後7時から午後8時の時間外保育については、ゆりのき台保育園、八千代台南保育園でのみ実施しています。

③保育料の納入について

保育園の保育料の納入方法は、原則として口座振替となります。納期限（振替日）は、毎月末日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）です。「八千代市口座振替依頼書」については、入園決定通知時に同封いたしますので、金融機関、保育園又は子育て支援課にご提出ください。口座振替手続完了の際には、「口座振替のお知らせ」を送付します。

それまでの間は、保育料納入通知書をご自宅に送付いたしますので、指定の金融機関等の窓口でお支払いください。なお、保育園又は子育て支援課に「八千代市口座振替依頼書」をご提出いただいた場合には、金融機関との登録手続に多少時間がかかり、開始月が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※時間外保育料につきましては、利用した金額を集計し、翌月中旬に決定通知書を送付いたします。なお、納期限は利用した月の翌月末となります。

※認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業の場合も保育料の決定方法は保育園と同様ですが、納入については、各施設の定める方法により納入することになります。

保育料は必ず納期までにお支払いください。お支払いがない場合は、債権管理課へ債権の移管を行い、地方税の滞納処分の例により、財産調査の上、差押等の滞納処分を行うことがあります。

※過去の差押実績

	預貯金	生命保険	給与等	不動産	売掛金
平成27年度	26件	2件	5件	1件	1件
平成28年度（9月末時点）	15件	3件	2件	0件	0件